

【3級地—2】

居 宅 (第 1 類)						
年齢区分	基準額①	基準額②	年齢区分	基準額①	基準額②	
0歳～2歳	16,910円	36,940円	41歳～59歳	30,880円	39,250円	
3歳～5歳	21,310	36,940	60歳～64歳	29,200	39,250	
6歳～11歳	27,550	37,780	65歳～69歳	29,200	37,510	
12歳～17歳	34,030	39,520	70歳～74歳	26,620	37,510	
18歳・19歳	34,030	39,250	75歳以上	26,620	33,870	
20歳～40歳	32,570	39,250				
居 宅 (第 2 類)						
基準額及び加算額		世 帯 人 員 別				
		1人	2人	3人	4人	5人
基 準 額 ①		35,130円	38,870円	43,100円	44,610円	44,990円
基 準 額 ②		27,690	40,660	45,110	47,040	47,070
地区別 冬季 加算額	I区(10月から4月まで)	12,780	18,140	20,620	22,270	22,890
	II区(10月から4月まで)	9,030	12,820	14,570	15,740	16,170
	III区(11月から4月まで)	7,460	10,590	12,030	13,000	13,350
	IV区(11月から4月まで)	6,790	9,630	10,950	11,820	12,150
	V区(11月から3月まで)	4,630	6,580	7,470	8,070	8,300
	VI区(11月から3月まで)	2,630	3,730	4,240	4,580	4,710
基準額及び加算額		世 帯 人 員 別				
		6人	7人	8人	9人	10人以上1人 を増すごとに 加算する額
基 準 額 ①		45,360円	45,740円	46,110円	46,490円	380円
基 準 額 ②		53,880	56,730	59,320	61,710	2,390
地区別 冬季 加算額	I区(10月から4月まで)	24,330	25,360	26,180	27,010	830
	II区(10月から4月まで)	17,180	17,920	18,500	19,080	580
	III区(11月から4月まで)	14,200	14,800	15,280	15,760	480
	IV区(11月から4月まで)	12,920	13,460	13,900	14,340	440
	V区(11月から3月まで)	8,820	9,200	9,490	9,790	310
	VI区(11月から3月まで)	5,010	5,220	5,380	5,560	180
特別基準	地区別冬季加算の特別基準				局 第7の2の(1)のA	
	入院患者の付添者の病院給食、寝具貸与に要する費用				実 費	

基準生活費は、世帯を単位として算定するものとし、その額は、次の算式により算定した額とし、その額に10円未満の端数が生じたときは、当該端数を10円に切り上げるものとする。

また、12月の基準生活費の額は、次の算式により算定した額に以下の期末一時扶助費の表に定める額を加えた額とする。

算式

$$A + B + C$$

算式の符号

A 第1類の表に定める世帯員の年齢別の基準額②を世帯員ごとに合算した額に次の通減率の表中率②の項に掲げる世帯人員の数に応じた率を乗じて得た額及び第2類の表に定める基準額②の合計額(ただし、当該合計額が、第1類の表に定める世帯員の年齢別の基準額①を世帯員ごとに合算した額に次の通減率の表中率①の項に掲げる世帯人員の数に応じた率を乗じて得た額及び第2類の表に定める基準額①の合計額(以下「合計額①」という。)に0.855を乗じて得た額より少ない場合は、合計額①に0.855を乗じて得た額とする。)

B 次の経過的加算額(月額)の表に定める世帯人員の数に応じた世帯員の年齢別の加算額を世帯員ごとに合算した額

C 第2類の表に定める地区別冬季加算額

通 減 率					
第1類の表に定める世帯員の 年齢別の基準額を世帯員ごと に合算した額に乘じる率	世 帯 人 員 別				
	1人	2人	3人	4人	5人
率 ①	1.0000	1.0000	1.0000	0.9500	0.9000
率 ②	1.0000	0.8548	0.7151	0.6010	0.5683
第1類の表に定める世帯員の 年齢別の基準額を世帯員ごと に合算した額に乘じる率	世 帯 人 員 別				
	6人	7人	8人	9人	10人以上
率 ①	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000
率 ②	0.5383	0.5087	0.4844	0.4639	0.4639

経過的加算額					
年齢別	世帯人員別				
	1人	2人	3人	4人	5人
0歳～2歳	0円	0円	0円	0円	0円
3歳～5歳	0	0	0	0	0
6歳～11歳	0	0	0	0	0
12歳～17歳	0	0	0	0	0
18歳・19歳	0	0	0	0	0
20歳～40歳	0	0	0	0	0
41歳～59歳	0	0	0	190	420
60歳～64歳	0	0	0	0	410
65歳～69歳	0	0	0	1,010	1,250
70歳～74歳	0	0	0	0	0
75歳以上	0	0	0	120	430
年齢別	世帯人員別				
	6人	7人	8人	9人	10人以上
0歳～2歳	0円	1,390円	3,320円	3,120円	3,040円
3歳～5歳	0	2,050	1,710	1,440	1,380
6歳～11歳	0	0	0	0	0
12歳～17歳	0	0	0	0	0
18歳・19歳	0	0	0	0	0
20歳～40歳	0	0	0	0	0
41歳～59歳	380	0	0	0	0
60歳～64歳	320	830	400	110	0
65歳～69歳	1,120	830	400	110	0
70歳～74歳	0	110	0	0	0
75歳以上	260	110	0	0	0

救護施設等							
施設種別	基準額	地区別冬季加算額					
		I区(10月から4月まで)	II区(10月から4月まで)	III区(11月から4月まで)	IV区(11月から4月まで)	V区(11月から3月まで)	VI区(11月から3月まで)
救護施設及びこれに準ずる施設	57,730円	5,900円	4,480円	4,260円	3,760円	2,910円	2,050円
更生施設及びこれに準ずる施設	61,150円						

期末一時扶助費(居宅)(12月)				
世帯人員別				
1人	2人	3人	4人	5人
10,970円	17,880円	18,430円	20,730円	21,620円
世帯人員別				
6人	7人	8人	9人	10人以上1人を増すごとに加算する額
24,570円	26,100円	27,640円	28,950円	1,320円

期末一時扶助費(救護施設等)(12月)	移送費(生活扶助)
4,150円	移送に必要な最小限度の額

入院患者日用品費			
基準額	地区別冬季加算額(11月から3月まで)		
23,110円以内	I区及びII区	III区及びIV区	V区及びVI区
	3,600円	2,110円	1,000円

介護施設入所者基本生活費			
基準額	地区別冬季加算額(11月から3月まで)		
9,880円以内	I区及びII区	III区及びIV区	V区及びVI区
	3,600円	2,110円	1,000円

加算										
妊婦	妊娠6か月未満					妊娠6か月以上				
	7,760円					11,720円				
産婦	7,210円									
障害者	告別表第1第2章の2の(2)のイ	告別表第1第2章の2の(2)のイ	告別表第1第2章の2の(3)	告別表第1第2章の2の(4)	告別表第1第2章の2の(5)					
	在宅	入院・入所	在宅	入院・入所	14,880円		12,470円		一般基準	特別基準
	23,060円	22,310円	15,380円	14,870円					70,360円以内	105,560円以内
介護施設入所者	9,880円の範囲内の額									
在宅患者	11,280円									
放射線障害者	告別表第1第2章の5の(1)					告別表第1第2章の5の(2)				
	43,830円					21,920円				
児童養育	高等学校等修了前の児童									
	10,190円									
	経過的加算額									
	4人以上の世帯に属する3歳に満たない児童			3人以下の世帯に属する3歳に満たない児童(救護施設等入所者若しくは職業能力開発校附属宿泊施設等入所者等若しくは入院患者に限る)			第3子以降の児童のうち、3歳以上で小学校修了前の児童			
4,330円										
介護保険料	介護保険料の実費									

母子	児童1人		児童2人の場合に加える額		児童3人以上1人を増すごとに加える額	
	在宅	入院・入所	在宅	入院・入所	在宅	入院・入所
	16,100円	19,350円	4,100円	1,560円	2,500円	770円
	経過的加算額（児童1人の場合に限る）					
	3人世帯	0～5歳	6～11歳	12～14歳	15～17歳	18歳以上20歳未満
		0円	0円	0円	0円	0円
	4人世帯	0～2歳	3～14歳		15～17歳	18歳以上20歳未満
		0円	2,900円		0円	2,900円
	5人以上世帯	0～14歳			15～17歳	18歳以上20歳未満
		2,900円			0円	2,900円
経過的加算額（入院又は医療型障害児施設に入所する児童）						
児童1人	2,900円					
児童2人	350円					

※加算については重複調整等がある。（p. 302参照）

		一時扶助費					
被服費	布団類	再生1組につき	13,600円以内	家具什器類	暖房器具・冷房器具以外	29,500円以内	
		新規1組につき	19,900円以内		真にやむを得ない場合	47,000円以内	
	災害により失った布団類等	2人世帯まで	夏季(4月～9月)		20,000円以内	暖房器具	21,000円以内
			冬季(10月～3月)		35,900円以内	真にやむを得ない場合	53,000円以内
		4人世帯まで	夏季		38,100円以内	冷房器具(真にやむを得ない場合)	53,000円以内
			冬季		60,800円以内	移送費	必要最小限度の額
	5人世帯	夏季	49,000円以内		入学準備金	小学校等	64,300円以内
		冬季	77,300円以内			中学校等	81,000円以内
	6人世帯以上1人を増すごとに	夏季	7,100円以内		転校した場合の制服等	上限の範囲内で必要な額	
		冬季	10,600円以内		就労活動促進費	月額5,000円	
平常着	14,000円以内	配電設備費、水道、井戸、下水道設備費、液化石油ガス設備費	121,000円以内				
小学校第4学年進級時の学童服	14,000円以内	家財保管料(1年間を限度)	月額14,000円				
出産準備被服費	52,400円以内	家財処分料	必要最小限度の額				
入院の際の寝巻等	4,400円以内	妊婦定期検診料、不動産鑑定費用等	必要な額				
紙おむつ等	月額20,900円以内	除雪費	31,000円以内				

教育扶助	一般基準	基準額	小学校等	2,600円	中学校等	5,100円
		教材代	正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するものの購入に必要な額			
		学校給食費	保護者が負担すべき給食費の額			
	特別基準	通学のための交通費	通学に必要な最小限度の額			
		学習支援費(年間上限額)	小学校等	16,000円以内	中学校等	59,800円以内
		学級費等	小学校等	1,080円以内	中学校等	1,000円以内
特別基準	災害時等の学用品費の再支給	小学校等	11,600円以内	中学校等	22,700円以内	
	学習支援費	小学校等	年間上限額に1.3を乗じて得た額以内	中学校等	年間上限額に1.3を乗じて得た額以内	
	校外活動参加費	必要最小限度の額				

住宅扶助	一般基準	家賃・間代・地代等	住宅維持費	雪おろし費用	敷金等	契約更新料等
		8,000円以内又は 局別表第3の2	121,000円以内			
特別基準	局第7の4の(1)のオ	181,500円以内	121,000円以内	局第7の4の(2)のエ	局別表第3の2×3又は局第7の4の(1)のオ×3以内	局別表第3の2×1又は局第7の4の(1)のオ×1以内
		局第7の4の(2)のイ	局第7の4の(2)のイ			

医療扶助	指定医療機関等において診療を受ける場合の費用	生活保護法第52条の規定による診療方針及び診療報酬に基づきその者の診療に必要な最小限度の額
	薬剤又は治療材料に係る費用(上記の費用に含まれる場合を除く。)	25,000円以内の額
	施術のための費用	都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が施術者のそれぞれの組合と協定して定めた額以内の額
	移送費	移送に必要な最小限度の額
特別基準	治療材料費	一般基準以外の治療材料
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく補装具の種類、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準をこえる額

介護扶助	居宅介護、福祉用具、住宅改修又は施設介護に係る費用	生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第52条の規定による介護の方針及び介護の報酬に基づきその者の介護サービスに必要な最小限度の額
	移送費	移送に必要な最小限度の額

出産扶助	一般基準	施設	居室	施設分娩(加算)	衛生材料費(加算)
		295,000円以内	259,000円以内	8日以内の入院料の実費	6,000円以内
	特別基準	出産予定日の急変等	双生児		産科医療補償制度の対象となる出産
円以内		円以内	円以内	円以内	
	305,000	590,000	518,000	610,000	30,000

生業費	技能修得費							就職 支度費					
	高等学校等就学費												
	基本額 (月額)	教材代	授業料(高等学校 等就学支援金の支 給に関する法律 (平成22年法律第 18号)第2条各号 に掲げるものに在 学する場合(同法 第3条第1項の高 等学校等就学支援 金が支給されると きに限る。)を除 く。)	入学科	入学考 査料 (1校に つき)	通学 の た め の 交 通 費	学 習 支 援 費 (年 間 上 限 額)						
47,000円 以内	82,000円以内	5,300円	正 規 の 授 業 で 使 用 す る 教 材 に 必 要 な 額	高 等 学 校 等 が 所 在 す る 都 道 府 県 の 条 例 に 定 め る 都 道 府 県 立 の 高 等 学 校 等 に お け る 額 以 内 の 額	高 等 学 校 等 が 所 在 す る 都 道 府 県 の 条 例 に 定 め る 額 以 内 の 額。た だ し、 市 町 村 立 の 高 等 学 校 等 に 通 学 す る 場 合 は、 当 該 高 等 学 校 等 が 所 在 す る 市 町 村 立 の 高 等 学 校 等 に お け る 額 以 内 の 額	30,000円 以内	通 学 に 必 要 な 最 小 限 度 の 額	84,600円 以内	32,000円 以内				
78,000円 以内	137,000円以内 局 第7の8の(2)の(ア)で1年間のうち複数回の場合 年額219,000円以内 局 第7の8の(2)の(ア)で技能習得手当等を受けている場合 技能習得手当等の額 局 第7の8の(2)の(カ)で更生訓練費等が支給されている場合 更生訓練費等の額 局 第7の8の(2)の(ウ)による限度額を超えて費用を必要とする場合 380,000円以内	学級費等	災 害 そ の 他 に よ る 再 購 入 学用品 教材	高 等 専 門 学 校 第 4 学 年 ・ 第 5 学 年	入 学 準 備 費 用	学 習 支 援 費 (年 間 上 限 額)	初 任 給 支 給 前 の 通 勤 費	2,330円 以内	2 万 6 5 0 0 円 以 内	年 額 396,000円 以 内	87,900円 以 内	年 間 上 限 額 に 1.3 を 乗 じ て 得 た 額 以 内	実 費

葬祭扶助	大 人	182,900円以内	小 人	146,300円以内
	一般基準	・葬祭費が基準額を超え、火葬料が大人480円 小人400円を超える場合、当該超える額を基準額に加算 ・葬祭費が基準額を超え、自動車料金その他死体の運搬料が13,630円を超える場合、9,430円を限度として当該超える額を加算		
特別基準	・小人について小人の基準額を超える場合、大人の基準額を適用			
	・法第18条第2項第1号に該当する死者に対し葬祭を行う場合、1,000円を加算			
	・死亡診断又は死体検案に要する費用が5,350円を超える場合、当該超える額を加算 ・火葬又は埋葬を行うまでの間、死体を保存するための特別な費用の実費加算			

基礎控除	最多収入者	2人目以降
	基礎控除額表 (p.382) 参照	

その他の勤労控除	新規就労	6箇月間	11,700円
	未成年者	20歳未満	11,600円
	不安定就労	1人	15,000円

地区別都道府県名	I 区	II 区	III 区	IV 区	V 区	VI 区
	北海道 青森県 秋田県	岩手県 山形県 新潟県	宮城県 福島県 富山県 長野県	石川県 福井県	栃木県 群馬県 山梨県 岐阜県 鳥取県 島根県	その他の 都府県